

## 「支える人」に対する支援も



高齢者虐待の問題も深刻です。高齢者虐待の現状や少しでも介護を楽にする方法を、社会福祉法人祥風会 芳徳の郷ほなみの介護福祉士で主任ケアマネジャーの中田 康予さんにお話を伺いました。

**本人が虐待に気付かない**  
要介護者との意思疎通が難しくなることで養護者（介護をしている人）の心身が疲労し、虐待をしてしまうことがよくあります。  
養護者は一生懸命介護をしようとしますが、かえって虐待につながる場合があります。外は危ないからと部屋から出られないようにしたり、お金を使わずに済ませようや年金や預貯金を取り上げてしまったりするケースです。身体的虐待は、身体に傷があり、周囲もすぐに気が付きますが、経済的虐待などは、要介護者本人が虐待だと思っていないことも多く、発見が遅れてしまいがちです。要介護者は外部とのつながりが減り、SOSを発信できない状態になります。周囲の人が気にしてあげることが重要です。

**ひつじで悩まなご**  
ケアマネジャーは要介護認定を受けた要介護者や、その家族の健康状態や困りごとの相談を受け、一人ひとりに合わせたケアプランを作成しています。要介護者と、その家族の生活を整えるのも仕事です。相談内容から必要な情報をお渡しすることもできます。ひとり抱え込まず、ぜひ、私たちケアマネジャーや周囲の人に悩みや不安を打ち明けてください。

### 中田さんに聴きました！ 支える人を楽にするポイント

**イラッとしたらその場を離れよう**  
介護をするには、養護者が健康でなければなりません。養護者がリフレッシュできる時間を作りましょう。  
● デイサービスやショートステイを利用する  
● 誰かとおしゃべりをする時間を作る

**対応のコツを知ろう**  
同じことを何度も聞かれたりするとイライラすることもありますよね。でも、対応のコツを知れば少し楽になるかもしれません。  
● 対応のコツを介護施設の職員やケアマネジャー、医師などに相談する



## すべての子どもが幸せに暮らすために。



児童虐待に苦しめられている子どもたちやその家族は、私たちが暮らす県西地域にも残念ながら多くいます。  
今回は、子どものための相談機関である小田原児童相談所の岩崎 美一 所長にお話を伺いました。

**夫婦げんかも虐待に**  
虐待をしてしまう背景は、家庭により様々な要因がありますが、児童虐待相談受付で最も多い種別は、心理的虐待です。全体の約6割にあたります。  
小田原児童相談所では、昨年度、児童虐待相談受付件数が858件ありました。そのうち、516件を心理的虐待として受理しました。心理的な虐待の原因のひとつが、子どもの前での夫婦げんかです。自分を産み、育ててくれている両親のけんかを目撃することは、子どもの心の傷となり、その成長に深刻な影響を与えます。  
「しつけ」としての体罰も問題になっていきます。民法が改正され、親の体罰は認められなくなりまし。しつけとしての体罰は、虐待にあたりません。  
児童相談所では、通報があると、所内で対応を協議し、必要な情報に関係機関と共有

しています。状況に応じて家庭訪問や調査、緊急一時保護など、迅速に対応しています。  
**虐待をしない・させない**  
親になる両親には「自覚」が必要です。親になる前、幼少期から社会全体で虐待をなくす教育や啓発活動をしていくことが重要だと思います。  
ただし、いくら社会全体が虐待防止に取組んでも、虐待が起こるのは家庭内です。第三者が触れにくい、家庭内での虐待をどう防ぐかがこれからも続く課題になります。  
**「いちはやく」相談を！**  
児童虐待かもと思ったとき、通報・相談をすべきか判断に迷ったときは、迷わず児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）に相談してください。1本の電話が、子どもと保護者を救います。匿名で通告・相談することもでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

また、周囲の子どもたちにも異変を感じたら、児童相談所や町子育て健康課、児童委員等、子どもに関係する機関に相談してください。  
児童相談所は、原則18歳未満の子どもに関する相談や通告を、子ども本人・家族・地域の方々など、どなたからでも受け付けています。すべての子どもが心身ともに健やかに、その子らしく成長し、力を発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。  
近年、児童虐待の対応がフォローアップされていますが、育成、障がい、非行等の相談や家庭で生活できない子どもの里親として活動されたい方の相談も受け付けています。興味のある方はご連絡ください。



里親についてはこちら  
(令和5年10月号)